

区独自!

18歳以下の子どもを
 養育する世帯へ

電子クーポン

7月下旬
 以降
 順次配付

3万円分を 配付します



DV等を理由に
 区内に避難しており、
 住民票を異動することが
 できない方の特例申出期限は
7/3(月)17:00まで

子育て世帯への区独自の生活支援として、18歳以下の子どもへ1人あたり3万円分の電子クーポンを、申請不要で7月下旬以降順次配付します。電子クーポンは店舗やオンラインで利用でき、日用品や文房具など好きなものを購入できます。利用方法等は、郵送する案内をご覧ください。



▲区ホームページ

対象

- ・基準日(令和5年5/1)時点で江東区住民基本台帳に登録されている方のうち、令和6年4/1時点で18歳以下の子ども(平成17年4/2~令和5年5/1の間に生まれた方)
- ※令和5年5/14までに転入や出産等で、住民登録の届出が提出された子ども

電子クーポン利用までの流れ

お子さんの名前宛に
 簡易書留で案内
 (二次元コード)
 を送付



二次元コードを読み取り、
 希望の電子クーポン
 3万円分選択

※複数のクーポンと
 組み合わせ可



各電子クーポン
 対象店舗等で
 使用



問合せ先

子育て世帯応援事業コールセンター

☎0120-432-157、FAX0120-605-406

9:00~17:00

6~8月の土・日曜、祝日、令和6年3/30(土)・31(日)は実施

※上記以外の土・日曜、祝日、12/30(土)~令和6年1/3(水)を除く

✉ kosodateshien_jimukyoku@koto-city.jp

区役所2階臨時窓口

9:00~17:00

10/31(火)まで※土・日曜、祝日を除く

申出が
 必要な方

DV、虐待、養育上の問題で、 区内に住民票を異動することができない方

DV、虐待、養育上の問題で、区内に住民票を異動することができない対象者の方は必要書類をご提出ください※上記理由以外での送付先の変更はお受けできませんので、あらかじめご了承ください。また、区外に住民票を異動することができない場合は、必要に応じて、郵便局の「転居・転送サービス」をご利用ください。

【編】7/3(月)17:00 【甲】区ホームページ・区役所2階臨時窓口にある申出書に必要事項を記入し、①対象となる子どもを養育する

世帯の保護者(申請者)の公的機関が発行した写真付身分証明書(運転免許証等)②保護者と子どもとの関係および子どもの人数がわかる公的機関が発行した書類(住民票等※発行から3か月以内)③保護者と子どもの居住確認ができる書類(賃貸住宅の契約書等※令和5年5/1時点が確認できるもの)をご用意ください。提出方法は左記へお問い合わせください。

※必要書類の詳細は区ホームページをご覧ください。左記へお問い合わせください。

掲載している情報は6月2日時点のものです。最新の情報はお問い合わせください。

今号の 主な内容

[2面] 新型コロナワクチン接種 6/27(火)以降の接種会場のご案内 [3面] 低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金 対象児童1人あたり5万円を支給 [4面] 胃がん・肺がん検診